

第9期東御市農業委員会
第2回定例総会議事録

東御市農業委員会

1 日 時 令和8年5月28日(木)午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 勤労者会館2階 大会議室

3 出席委員(22名)

会長	船田 寿夫	会長職務代理	井出 藤男
2番	竹内 和久	3番	櫻井 悦雄
5番	小川原 武	6番	荻原 良弘
7番	倉嶋 慶和	8番	小林 俊次
10番	上原 真由美	11番	櫻井 夏雄
12番	岩井 敏行	13番	掛川 久善
14番	山崎 保徳	15番	小山 祐一
16番	柳澤 大作	17番	柳橋 琢夫
18番	白石 文生	推進	高木 春美
推進	唐澤 清敏	推進	野中 剛
推進	小泉 聖人	推進	山田 貴司

4 欠席委員(1名)

1番 友野 太一

5 出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長	小林 幸司
事務局次長	小林 誠司
事務局	佐々木 大輔
事務局	渡邊 みちる
事務局	福川 佳菜子
事務局	堀 涼佳

6 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取り消し申し出について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第1回 農業経営改善計画認定意見聴取について

7 議事録署名委員 3番 櫻井 悦雄 5番 小川原 武

事務局

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日友野委員は欠席のご連絡をいただいています。皆さんお集まりですので、開会の言葉を、会長職務代理からお願いします。

会長職務代理

はい、皆さんこんにちは。ご苦労さまでございます。田植えもひと段落したところかなと思います。寒かったり暑かったりで体が追いついていかないような感じですので体調を崩さないようにお願いします。それでは、ただいまより、農業委員会第2回定例総会を開催します。

事務局

ありがとうございます。それでは、会長挨拶、その後、議事録署名人の指名、議事と進めていただければと思います。会長ごあいさつをお願いします。

会長

改めまして、皆さんこんにちは。田植えは一段落ということのようですが、春の農作業が一段と忙しくなってきた中、お集まりをいただきまして、大変ご苦労様でございます。5月も終わりにになり、真夏を思わせるような陽気が続いている状況です。その中で、県内では5月の上旬ですが、大気の状態が非常に不安定となり、県内各地で降雹が観測をされたという状況です。東御市においても5月の1日と13日に降雹があり、幸いにも大きな被害には至っていないようです。13日の降雹について、上田の神科地区のリンゴの実に打撲傷が見られ、今後、品質面が問題になりそうな状況とのことです。東御市においても多かれ少なかれ同様の被害が発生したものと思われま。被害に遭われた皆さんにおかれましてはこの場をお借りしてお見舞いを申し上げます。5月から7月というのは、大気の状態が比較的不安定になりやすいというような時期であり、降雹害が発生しやすい時期となります。これからまだ作物の栽培が始まったばかりですが、自然災害等がなく、生産が順調に進むことをお祈りしていきたいと思っております。また、19日には、気象庁より6月から8月の気候の見通しというのが発表になっております。これによりますます気温は温暖化による気温の上昇に加え、太平洋高気圧の影響を受け、全国的に平年より高くなる予想とのことです。去年は、猛暑により、野菜については収量の減少、果実については裂果、着色不良、日焼け等の品質低下の発生がありましたが、今年についても同様の事象の発生が懸念されているということですので、なかなか難しいですが、未然対策を講じていただければと思います。また、人間に対しても、熱中症の危険性が非常に高まるようですので、屋外での農作業にはくれぐれもご注意をいただきたいと思っております。5月の終わりから6月の初めにかけて、農業委員会では対外的な会議が非常に集中しております。25日には1

9市農業委員会協議会通常総会が、安曇野市で開催されました。昨日の27日には、市町村農業委員会長・事務局長合同会議が松本市で開催されました。6月に入ると、2日には全国農業委員会会長大会が東京で予定されております。5日は、上小農業委員会協議会の定例総会が上田市で開催されます。会議の内容については、機会を見て、お繋ぎをしていきたいと思っております。以上、5月の定例総会開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名委員の指名ということで、議席番号3番の櫻井悦雄委員、議席番号5番の小川原武委員にお願いします。それでは議事の方に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、案件が8案件ございます。事務局から一括概要の説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇番〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人と譲受人はともに〇〇区の方です。譲渡人は、農地管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地ではブドウを栽培予定です。ゆくゆくは息子に継ぐ予定です。今までも耕作しているため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇番〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇区の方と〇〇の方です。譲受人は〇〇区の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、農地管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地ではブロッコリーを栽培予定です。ゆくゆくは息子に継ぐ予定です。今までも耕作しているため問題ないと判断しました。

番号3、〇〇番〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人と譲受人はともに〇〇区の方です。譲渡人は、経営規模縮小のため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培予定です。息子が一緒に農作業を行う予定です。水稻の経験はありませんが、農機具を借りる方に教わりながら耕作する予定です。譲受人自宅から徒歩5分以内なので問題ないと判断しました。

番号4、〇〇番〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地と、〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は、〇〇区の方です。譲渡人は、遠隔地在住により管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大

のため譲り受けるものです。申請地では、水稻、ネギを栽培予定です。水稻の経験はありませんが、田植え機とコンバインは所有しており、申請地に隣接する農地の所有者に教わりながら耕作する予定です。譲受人自宅から車で3分なので問題ないと判断しました。

番号5、〇〇番〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇区の方で譲渡人の娘です。譲渡人は、遠隔地在住で耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、ナス等の一般野菜を栽培しています。譲受人自宅周辺の農地で、今までも耕作しているため問題ないと判断しました。

番号6、〇〇番〇〇、図面は6ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇区の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、農地管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、申請地周辺に自宅があり耕作の便が良いため譲り受けるものです。申請地では、ブルーベリーを栽培する予定です。譲受人自宅周辺の農地であり、東御市への転入前も広く耕作を行っていたため問題ないと判断しました。

番号7、〇〇番〇〇、図面は9ページをご覧ください。〇〇から〇〇mほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇、〇〇、〇〇の方です。譲受人は、〇〇区の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが市内に居住しておらず管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、自宅の隣接地であり、耕作の便が良いため譲り受けるものです。申請地では、キュウリ等の一般野菜を栽培する予定です。ゆくゆくは娘に継ぐ予定です。譲受人自宅と隣接しており問題ないと判断しました。

番号8、〇〇番〇〇、図面は10ページをご覧ください。〇〇から〇〇mほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇区の方です。譲渡人は、遠隔地在住で耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は、自宅予定地の隣接地であり、耕作の便が良いため譲り受けるものです。申請地では、ジャガイモ、ネギ等を栽培予定です。譲受人は認定新規就農者であるため、問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。事務局から農地法第3条の許可申請について、番号1から8までの概要の説明をいただきました。それでは番号1について、担当の柳澤委員から内容の詳細、補足説明をお願いします。

柳澤委員

はい。図面は1ページです。この〇〇さんは、定年を迎え、農業を始められた方です。今までもずっと借りて耕作していましたが、今回、取

得したいとのことです。いつも綺麗に手入れされていて、ブドウ棚を今作っているような状態です。問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（会長） 続けて番号2についても柳澤委員から説明をお願いします。

柳澤委員 はい。番号2は図面の2ページです。場所は〇〇より〇〇に〇〇メートルぐらいのところ。野菜を積極的に作られており、面積を増やしたいということで、このたび取得したいとのことです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の審議に入ります。質問等ありますでしょうか。特によろしいですか。質問等がないようですので採決に入ります。番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号2の審議に入ります。質問等ありますでしょうか。私からよろしいでしょうか。この方はブロッコリーを作るという予定とのことです。番号1の方は生食用ブドウか加工用のブドウどちらでしょうか。

事務局 シャインマスカット等の生食用ブドウです。

議長（会長） わかりました。その他よろしいですか。質問等ないので採決に入ります。番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。
続いて、番号3について、担当の白石委員から内容の詳細、補足説明をお願いします。

白石委員 はい、それでは説明申し上げます。図面は3ページをご覧ください。譲受人の〇〇さんは、〇〇で長らくブドウを栽培しており、おひとりですが3トン分と個人ではかなり広い面積を耕作されています。年齢は〇〇歳ですが、ぶどう部会の関係で私もよくお話をお聞きしますが、非常に元気な方で、健康については全く問題ありません。今回新たに水田を譲り受け、挑戦したいとのことです。息子さんもおり、1年のうち3分

の1ないしは半分ぐらいは水田での作業を手伝ってくれるということで、何ら問題はないと思います。譲渡人の〇〇さんは10年ぐらい前に〇〇から東御市に戻り、この土地を〇〇さんが相続しました。農業を積極的に拡大しようという意思はなく、この度、〇〇さんが農地を譲り受けるとのことです。健全に適正に、この農地については維持されるという見込みが立っているところです。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは質問等がないようですので、採決に入ります。番号3について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。

続いて、番号4の審議に入る前に、担当の櫻井夏雄委員より、詳細、補足説明をお願いします。

櫻井（夏）委員

それではご説明します。場所は図面の4ページ、〇〇の隣にある水田2ヶ所と、自宅である〇〇の隣にある1ヶ所です。譲渡人は〇〇在住の〇〇さん、〇〇在住の〇〇さん、〇〇さんの3名で、姉妹です。この3名には、〇〇代表の弟がいましたが、弟が亡くなり、相続したものの、3名とも近隣に住んでいないことから管理が困難で、売却をしたいということでした。譲受人は、〇〇区の〇〇さんで、経営規模の拡大を希望しており、お互いの条件があったということです。水田2枚はそのまま水田として耕作をして、あと畑は小さな農業用倉庫を作って、残地は野菜をつくるということです。農薬の使用方法などは、地域の基準に従うということです。特に問題はないと思いますが、ご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等ありますでしょうか。ないようですので採決に入ります。番号4について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。

続いて、番号5について、引き続き櫻井夏雄委員より説明をお願いし

ます。

櫻井（夏）委員 それでは番号5についてご説明します。場所は図面5ページ、〇〇の〇〇側約〇〇メートルにある3ヶ所です。譲渡人は〇〇さんで〇〇在住です。譲受人は〇〇さんで、〇〇区在住で、この2人は親子関係です。〇〇さんは、2011年に東京から旦那さんと移住をしていて、母の〇〇さんの土地を取得したいとのこと。母は〇〇在住で畑の管理はできませんし、親子関係ですので、特に問題はないと思います。作る野菜は、無農薬を基本としているということなので、問題ないと考えます。ご審議のほどお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。私からいいですか。親子ということで、生前贈与になると思いますが、相続と比較してメリットみたいなのは何かあるのでしょうか。

事務局 メリットというよりは、譲受人の〇〇さんが現在住んでいるこの自宅が、もともとは〇〇さんの自宅だったということで、その横の農地です。〇〇さんが耕作をしている状態で、もしこれで相続となったときに、相続人間でもめて、〇〇さんが取得できないという可能性があったため、正式に今のうちに譲り受けたいということです。

議長（会長） 相続より税金はかかるということですね。わかりました。その他よろしいでしょうか。ないようですので、採決に入ります。番号5について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。
続いて、番号6について、担当の山崎委員よろしくをお願いします。

山崎委員 はい。図面は6ページです。場所は事務局からもありましたが、〇〇より〇〇側に入った場所にあります。ブルーベリーの栽培を目的とするということです。譲受人の〇〇さんは、今まで不整地における作業とか、各種農業器具の運用、メンテナンス等の経験がある方です。今後は、農業を志すにあたり、日当たり等栽培に適した条件、気候等を考えて、〇〇から東御市へ移住をしてきた方です。近隣の方にも話を伺いましたが、特に問題ないとのこと。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号6について、審議に入ります。質問等があればお願いします。

小山委員 この譲受人の方は、ブルーベリーの栽培経験はあるのですか。新規就農とのことですが、今後も継続して営農できるのでしょうか。

山崎委員 お答えします。〇〇にいたときは、ブルーベリーを鉢に植えて栽培をしていたということを聞いております。今度条件のいい土地があれば、その土地も借りながら、他の柑橘類も栽培をしていきたいとのことで、意欲がある、営農を継続できる方だと思えます。

議長（会長） その他はよろしいでしょうか。それでは質問等がないようですので、採決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい。全員賛成と認め、承認とします。続いて番号7について、担当の山崎委員から詳細、補足説明をお願いします。

山崎委員 はい。図面は9ページです。場所は、〇〇の〇〇側です。〇〇よりちょっと下に入ったところ。先ほど事務局からお話があったように、自宅に隣接している土地で、周りを見ても特に問題になるようなところはありませんでした。今年畑の整備をして、来年からは、夏野菜等を栽培していきたいとのことです。ご審議お願いします。

議長（会長） はい。ありがとうございます。審議に入ります。質問等ありますでしょうか。

小山委員 譲渡人は3名ということですが、関係性は。

事務局 登記簿を確認すると、相続で3名の共有名義になっており、年齢的にご姉妹ではないかと思われます。

岩井委員 3名のうちのおひとりと知り合いなのですが、この3名はご姉妹です。

議長（会長） その他よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決に入ります。番号7について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (会長) はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号8について、担当の柳橋委員から詳細、補足説明をお願いします。

柳橋委員 はい。図面は10ページです。譲受人は〇〇さんで、〇〇区の方です。生食用、ワイン用ブドウを中心に多く栽培しております。譲受人の〇〇は〇〇の方です。申請地隣接地に自宅を設けて、その周りの農地でジャガイモやネギを栽培していく予定です。ご審議をお願いします。

議長 (会長) ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。採決に入ります。番号8について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (会長) はい。全員賛成と認め、承認とします。
続いて、議案第2号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件が4件あります。事務局から一括説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の許可申請について説明します。
番号1、〇〇番〇〇、所有権移転、〇〇年〇〇月〇〇日付け農振除外、図面は11ページから13ページです。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は駐車場、譲受人は〇〇区の法人、譲渡人は〇〇区と〇〇区の方です。譲受人は、倉庫業等を営んでおり、企業から商品の保管・管理を請け負っています。商品の管理を行う倉庫及び駐車場が不足していることから当初農振除外申請時点では、駐車場及び大型の倉庫を建設する予定でした。ところが、〇〇市に倉庫を購入したこと、また、西隣の〇〇番〇〇に小規模の倉庫を建設するとことになったため、今回の転用申請は駐車場のみとなります。第2種農地ですが、代替性がないと判断できるため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇番〇〇、所有権移転 図面は14ページから16ページです。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は農地への通路、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇区の方です。

譲受人は当該地隣接の農地を所有していますが、進入路がないため、通路として利用したく申請があったものです。第3種農地であり、転用目的から判断し、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は17ページから19ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅、譲受人は〇〇区の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在〇〇の実家に居住していますが、老朽化していることから、当該地に住宅を新築すべく申請があったものです。なお、計画地の一部は登記上宅地となっています。第3種農地であり、隣接農地所有者の同意が得られていることから、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は6ページから8ページ、3条の番号5関連で追認案件です。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅・資材置き場、譲受人は〇〇区の方、譲渡人は〇〇区の方です。譲受人は、現在当該地隣接の住宅を借用し居住しています。今般、当該住居及び周囲の農地を譲り受け、自ら営農を行うため、保有する農業用機械や運搬車両等の置き場としての利用を希望しています。なお、譲渡人は、昨年亡くなった夫から当該地を相続していますが、約25年以上にわたり駐車場として利用されており、今回、土地の売買を行うにあたり違反転用であることが発覚したため、顛末書を付し申請があったものです。第2種農地ですが、代替性がないと判断できるため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から、農地法第5条の許可申請について、番号1から4まで、概要の説明をいただきました。それでは審議の前に、担当委員から内容の詳細・補足説明をお願いします。番号1について、担当の小川原委員をお願いします。

小川原委員

よろしく申し上げます。〇〇さんですが、事務局の説明のとおり、倉庫業をされているということです。場所は図面の12ページになります。〇〇の〇〇から〇〇に下ってきた、〇〇の真下です。現地確認したところ、かなり荒れているところですが、こちらを駐車場に使いたいということで、隣接地にすでに駐車場があるのですが、トラックが入るとのことです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは質問等がないようので採決に入ります。番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(全員挙手)

議長(会長)

ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号2について、担当の岩井委員から説明をお願いします。

岩井委員

はい。譲受人は、〇〇の〇〇さんという方で、〇〇のところで、〇〇という〇〇をやられております。図面の16ページを見ていただければよくわかると思いますが、周りの建物は〇〇さんの建物ですが、奥の畑への道が57平方メートルですが通路として取得したいとのことです。譲渡人は〇〇さんで、以前、〇〇の方へお勤めでした方です。特段問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長(会長)

はい、ありがとうございます。質問等があればお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。質問がないようですので採決に入ります。番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

はい、全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号3について、担当の上原委員より説明をお願いします。

上原委員

よろしく申し上げます。図面は17から19ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇に〇〇メートルのところですが、譲受人は、今実家に住んでいますが、建物が老朽化しているために、新しい家を建てて、奥様と住みたいとのことです。この方は今、〇〇をされていて、職業柄ある程度住所を転々としておりましたが、最後はここで暮らし、家庭菜園も行いたいということで、譲渡人の方がそれに応じたということです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長(会長)

ありがとうございました。質問等ありますでしょうか。ないので採決に入ります。番号3について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） 全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号4について、担当の山崎委員より詳細、補足説明をお願いします。

山崎委員 はい、お願いします。先ほどの、〇〇さんの続きになります。図面の20ページをご覧ください。場所は、〇〇より〇〇メートル程〇〇側に入った場所にあります。まず、宅地の申請ですが、〇〇、これは宅地に隣接している土地です。それから、〇〇、〇〇、〇〇、ここは、所有しているバックホーやトラック2台、軽トラ等の駐車場がどうしても必要ということです。先ほど、顛末書の話もありましたが、実際には、譲渡人の被相続人の方が駐車場として使われていたとのことです。以上です。よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号4について審議に入ります。質問等があればお願いします。ありませんか。ないようですので採決に入ります。番号4について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。
続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可の取り消しについて上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可の取り消しについて説明します。番号1、〇〇番〇〇、図面は21ページをご覧ください。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法第5条、転用目的は住宅で許可を得ていますが、隣接する竹藪を伐採したところ、高圧線が視界に入ることがわかり、景観面、健康面から事業を中止したいとのことです。許可取り消しは、転用事業が未着手であること、権利の設定、移転が行われていないこと、耕作の用に供されていることの3点を要件としており、この制度は平成30年に制定されました。全ての要件を満たしているため、取消し可能であると判断しました。説明は以上です。

議長（会長） ありがとうございます。質問等ございましたらお願いします。あまり例のない案件のようです。いい機会ですので、わからないこ

とがあればお聞きいただければと思います。

掛川委員 取り消し要件をもう一度ゆっくり言っていただけますか。

事務局 はい。要件は3点あります。1つ目、転用事業が未着手であること。2つ目、権利の設定、移転が行われていないこと。3つ目、耕作の用に供されていること。以上です。

掛川委員 ありがとうございます。耕作できる状態になっているというのは、何年以上耕作されていない等、期間のようなものはあるのでしょうか。

事務局 農地パトロールの時期に詳細をお話しようとは思いますが、休耕地ですが、耕起すればすぐに耕作できるもの、農地パトロール上は緑判定になります。少し重機を入れれば、また農地復旧できるものは黄色判定になります。山林化している、かなり重機をいれないと復旧ができないもの、いわゆる耕作放棄地は赤判定になります。今申し上げたもののうち、緑、もしくは黄色であれば復旧がある程度容易ですので対象になるかと思えます。何年耕作していないというよりは現状どのようになっているかで判断します。

議長（会長） その他にありますか。それでは質問等もないようですので採決に入ります。議案第3号の案件について、賛成される方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。承認とします。
ここで一度休憩とします。10分後再開します。

（休憩）

議長（会長） 再開します。議案第4号、農用地利用集積等促進計画について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画5月分について説明します。まず、資料の7ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権移転になります。2件、17筆、合計1万8,438平方メートル

です。続いて資料の8ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。9件12筆、合計1万8,630平方メートルです。資料の9ページが、地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。2件、5筆、合計4,812平方メートルです。全体の合計は13件、34筆、4万1,880平方メートルです。よろしくをお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。農地中間管理機構を通した農地の利用権の設定について事務局から説明をいただきました。それでは委員の皆さんには特に担当地区の案件について、内容の確認をお願いします。内容確認いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、審議に入ります。質問等があればお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは農用地利用集積等促進計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。以上で議案については終了になります。続いて、報告第1号、農地法第4条の規定による届け出について説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届け出について説明します。番号1、〇〇番〇〇、図面は22ページから24ページ、3条の番号4関連です。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。農業用倉庫の届出です。倉庫は31.74平方メートル、鉄骨造トタン葺き平屋建てです。現在の所有者が平成20年に相続した時点ですでに当該建物は存在しており、建築年は不明です。3条の番号4に関連しており、農地法第3条の申請にあたり、事務局で当該地の未届けを指摘し、提出があったものです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。それでは次に第1回農業改善計画の意見聴取に入ります。認定農業者関連資料をご確認ください。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。資料は2ページからです。〇〇さんです。認定農業者の更新となります。住所は、東御市〇〇番地〇〇です。営農類型は、単一経営の露地果樹生食ぶどうとなります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。現状労働時間は、

〇〇時間で目標は、〇〇時間です。また、主たる従事者は〇〇人です、夫婦で耕作しています。生産について、生食用ぶどうを栽培しています、令和13年までには、ビニールハウスを建ててハウス栽培にもチャレンジしていきたいとのことです。(3)農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標は、〇〇アールです。

③生産方式の合理化に関する現状と目標 措置について、生産の効率化、持続性の高い農業生産方式、ハウス、冷蔵庫の導入による作業分散を目指します。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、経営の法人化を目指しており、作業マニュアルを作成し、いつ誰が作業しても働ける環境を作りたいとのことです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、人材確保に向けた就業規則等の整備、技能実習性の雇用を目指しわかりやすい作業マニュアル、寮の提供等の環境も整備していきたいとのことです。資料5ページの収支計画をご覧ください。生食用ぶどうの販売について、現在〇〇万円の売り上げで、目標に向けて、〇〇万円の販売を行います。販路については、JA様への出荷となります。

続いて、〇〇さんです。認定農業者の新規申請となります。住所は、東御市〇〇番地〇〇です。営農類型は、単一経営の露地果樹ワイン用ぶどうとなります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。現状労働時間は、〇〇時間で目標は、〇〇時間です。また、主たる従事者は〇〇人ですが、配偶者と一緒に耕作となります。生産について、ワイン用ぶどうを栽培しています、目標に向けて木が成長し、

生産量を増やしていきます。(2)農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、ワインの製造は、委託醸造にて行い、ゆくゆくは自分のワイナリー施設の建設を検討しております。販売先は、〇〇市の酒販店と個人販売する予定です。続いて(3)農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、ワインぶどう栽培において、〇〇年〇〇月に就農後も、引き続き、1年半は〇〇より、レンタルにて農機具は借りることができるので、しっかり活用し、省人化を図っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、〇〇で30数年〇〇を担った経験を踏まえ、着実な経営を目指していくそうです。現状は、委託醸造によってワインを製造しているため、醸造タイミングや造り方に制限が生じており、委託醸造費も大きな負担となっています。将来、自社ワイナリーを設立して、醸造費を軽減したいとのことです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置につ

いて、特に、収穫期等の短期集中のピーク時には、ボランティアを募集し、負荷対応する予定で既に、9月上旬の収穫を集中的に行うために必要なのべ20名程度の参加希望者はリスト化を進めています。春から秋にかけては、妻も月半分程度は、参画予定です。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、自身の丁寧な栽培によるワインぶどうを収穫し、醸造するドメヌ型ワイナリー経営を目指します。経営の構成については、記載のとおりです。常時雇用者は、現状0人ですが、繁忙期については、臨時雇用を確保していく予定です。

資料9ページ、収支計画をご覧ください。ワインの販売について、現在まだ研修中ですので、現状0本の売り上げとなっています。目標に向けて、5,150本製造・販売を行います。販路については、個人販売となります。説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、一人目の〇〇さんについて、担当の竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

この方はブドウ栽培をされていて、さらに施設拡充するために、認定農業者の申請をしました。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問、ご意見はありますか。なければ、2人目の〇〇さんについて担当の上原委員より説明をお願いします。

上原委員

認定農業者の新規の申請です。ワインぶどうの栽培を行っており、これからも頑張っていきたいとのこと。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問、ご意見はありますか。

小川原委員

原価率が高いと感じますが。

事務局

県の経営指標に基づき、物価高騰を見込んで経費を1.2倍で計上していることに加え、委託醸造費が高いため、原価率が高くなっています。

議長（会長）

他にありませんか。なければこの内容で、ご理解いただいたということよろしいですか。それでは、以上で第1回農業経営改善計

画認定審査会については終了とします。

以上をもちまして、本日の議事については終了とします。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)